

令和元年度第2回沖縄県国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 令和2年1月30日(木) 15:00~16:30

2 場 所 県庁14階商工労働部会議室

3 出席者 9名(委員11名中)

(1) 沖縄県国民健康保険運営協議会委員 9名

(被保険者代表) 下地 昭雄、高江洲 順達

(保険医又は保険薬剤師代表) 照屋 勉、米須 敦子、宮城 幸枝

(公益代表) 垣花 みち子(会長)、與儀 とも子

(被用者保険等保険者代表) 宮里 博史、西銘 進

(2) 事務局 10名

保健医療部長 砂川 靖

医療企画統括監 大城 博

国民健康保険課長 山内 昌満

国民健康保険課 班長 金城 幸樹、吉田 智、宮城 智恵子

課員 玉城 俊介、石原 真裕、下地 功騎、大嶺 江利子

4 会議内容

(1) 開 会

(2) 保健医療部長あいさつ

(3) 議 事(報告事項)

ア 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

イ 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算案の概要について

ウ 第2期沖縄県国民健康保険運営方針の策定に係るスケジュールについて

(4) その他

国保制度改正の動向等について(情報提供)

(5) 閉 会

5 内 容

会議及び資料の取扱いについて

【会長】 本日の会議について、庁議決定前の県予算(案)の内容が含まれることから、沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱第4条第2項第1号の規定に基づき、会議及び会議資料の一部について、一時的に非公開の取扱いとし、支障がなくなった後、会議資料及び会議録を公開

したいと思いますがいかがでしょうか。

(意見等なし)

【会長】 ただいま承認がありましたので、会議及び会議資料については、一時非公開といたします。それでは、報告事項1「令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果」について、事務局から説明をお願いします。

報告事項1 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

【事務局より、資料1に沿って説明】

【会長】 事務局からの説明について、御質問、御意見はありますか。

【被保険者代表】 3ページの一人当たり保険料、県平均のところですけど、全国で大体何位ぐらいにあるんでしょう。

【事務局】 全国調査の資料がなく、順位的には見えないのですが、金額としては、沖縄県は低所得者が多いという事情もあり、保険料については、法定外繰入金が多いというところもありまして、保険料の額でいうと、かなり下のほうになっていると考えております。具体的に何位という数字は持ち合わせていません。

【被用者保険等保険者代表】 3ページの保険給付費の増加というのは、一人当たりで、2.2%増えて、保険者数は、逆に人数は減ったと。だけど、70歳以上の高齢者が増えたがゆえに、トータルとしては増えたという意味ですか。

【事務局】 そうです。

【被用者保険等保険者代表】 この構造的な問題というのは、これは全国と対比したらどうですか。一人当たりの診療費2.2%増というのは全国平均よりも、高いのか低いのか。

【事務局】 はっきりとした数字を持ち合わせておりませんが、国保新聞などを見ると、大体、これぐらい一人当たり伸びているような記憶、印象があります。極端に沖縄県が高いとか、低いとかではないだろうと考えています。

【被用者保険等保険者代表】 ただ今後、70歳以上の加入者の数が、おそらく毎年、増えていくわけだから、必然的にこの数字は、被保険者の数は減っても、高齢者の数が増えていく

ことによって、一人当たり医療費は上がっていくだろうということも想定されるわけですね。

【事務局】 そうですね。一人当たり診療費で、今回の仮算定から本算定に変わったときに、診療報酬の改定率、診療報酬が上がったということがありますが、これについては、医療関係者の人件費的なものですので、そうするとその物価が上がれば、その辺の見合いも出てきます。また、医療技術の進歩がありまして、新しい技術が開発されれば、患者に負担の少ない、そういう技術の治療が増えます。

それはまた、診療報酬はそれなりに高いものになってきますので、それから考えると、やはり、同じ診察を受けたとしても、診療報酬として伸びていくだろうと。

一方、被保険者数については、県人口は伸びておりますが、国保で見ると、被用者保険への移行などもあり減ってくるので、そうすると国保を所管している立場としては、良いことである一方、支え合いの全体のパイが小さくなるという規模の縮小のデメリットなどがでてこないかというのも、少し気になる状況です。

【被用者保険等保険者代表】 あともう1点、2ページの激変緩和の財源は、毎年、変動はありますか。

【事務局】 毎年、少しずつ下がっていきます。

【被用者保険等保険者代表】 というと、現時点では4.1億円の財源ですが、次年度からは、これは一定割合ということは、自然増見合いでしか増えないと。

【事務局】 どのあたりまで引き下げるかというのは、各都道府県が決めており、国は、令和5年度までの間で年々一定額を減らすとしています。

【被用者保険等保険者代表】 激変緩和だから、どこかで期限があるわけですね。

【事務局】 年々、配分額を減らしながら、それをどう使うかというのは各都道府県に任されています。

【被用者保険等保険者代表】 ただ3ページの枠に囲った激変緩和の適用は、現時点では4村にしか適用していないけれど、残りの3.9億円は、全体に等しく配分しましたという意味ですね。財源が減ってきたら、この配分そのものも、今後はもう適用がなくなるということですか。

【事務局】 そうですが、特別調整交付金のような位置付けになっており、そこから少なくとも分は、普通調整交付金へ回すという形に変えて配分しております。

【被用者保険等保険者代表】 残りの市町村にとっても、これは、財源がなくなったら影響が大きいということになりますよね。

【事務局】 この4村に関して言えば、激変緩和の財源がなくなるのは、そういう手法がなくなるという意味では、影響がありますが、この残りの部分というのは国がこの特別な今の使い方から、普通調整交付金にのせて、普通調整交付金をふやした方の配分との比較になるので、どちらが沖縄県にとって得かというのは、正直よくわからないところです。

【事務局】 普通調整交付金というのは、国の方で、都道府県間の財政状況の強い弱いとか、その辺を考慮して交付するということになっております。沖縄県は、財政状況は厳しいほうなので、今は特別分として別枠でもらっておりますが、普通調整交付金の枠へ持って行って、沖縄県の財政状況でもらえる部分が結果的に増えれば、そんなに影響はないのかなと思っております。

厚労省は平成30年度から6年間は激変緩和として、その期間、特別に措置しますという中で、その後を見据えて、軟着陸をなさいという猶予期間という位置付けになっています。

【被用者保険等保険者代表】 もう1点、納付金の算定に国保のインセンティブ制度は反映されていますか。

【事務局】 保険者努力支援制度などの交付金は、標準保険料を算出する際に、県分は県全体の納付金を引き下げるような形で使っています。市町村分は、各市町村の標準保険料率を算出する時にその市町村から差し引いて計算をしています。

【被用者保険等保険者代表】 反映されていると。

【事務局】 保険者努力支援交付金も今の時点で、次年度の評価項目が示され、採点も終わっており、採点に基づいていくらという見込みが立てられています。

納付金算定の中で、県分でいくら、市町村分でいくら入って、というのが反映された上で、その納付金、ひいては保険料を設定するなかで、そこの部分については、すでに勘案されています。頑張ってやりますと言っていた項目が、次年度の実績報告の時にバツテンをつけられて、点数が下がったら、予定していたより入ってくる部分が少なくなったという結果になりかねないので、そこは心配な部分がありますが、保険者努力支援交付金の令和2年の交付分も全部織り込んだ形の算定結果となっております。

【被用者保険等保険者代表】 それは、金額的にはまだ発表できる段階じゃないのですか。県としていくら、市町村としていくらだったとか。総額の財源は国で決まってきましたよね。これが点数の配分でいくらと、還元されることになっているんですか。

【事務局】 はい。それがそのまま、それぐらいの額を見込んでいますということになり、国の確定係数通知を受けまして、それをこの算定の中に反映させているということになります。

【被用者保険等保険者代表】 金額ではまだわかからないのですか。

【事務局】 金額でも承知しています。算定に実際反映させていますので。

【事務局】 冒頭、会長からもありましたとおり、一部、予算の決定前なのでというところがあります。次の報告事項の県予算(案)とか、この中に反映されているんですけど、2月5日が庁議で、沖縄県の予算(案)ということで決定する場面なので、そこ以降は、求められればお答えできる状態になります。

【保険医又は保険薬剤師代表】 70歳以上の人数は増えてますけど、後期高齢の中、例えば納付金などの動きは皆さんの中では把握されているのでしょうか。例えば、沖縄県は納付率全国1位で金額が高い。でも、重症率は減っていて、その重症の方のために、キープしているような状態で、それをまた年度末毎年確認して、市町村に返還しているということがあります。地域医療包括ケアの委員会でも、埼玉県など安い県に比べて沖縄県はたしか1人当たりの納付率は結構高かったと思います。その辺のところ、人数だけが増えているのではなく、実際に払っている金額なども出して、やったらいかがでしょうか。

後期高齢の部分は、なかなか反映されていなかったりすることがありますので、もう一度見直していただいた方がいいかなという話が、各会議で必ず出ます。所得が低いと言われている割には、結構、一人当たりの負担額が高いので、その辺のところも入れて。

後期高齢のほうは、保健師を派遣したり、調剤薬局で薬が重複しているので減らしたりなど努力をして、一人当たりの医療費は確か減っていますが、重症の方のためにと取っていたと思いますので、ぜひその辺も、今一度見直したら、この金額もまた変わってくるのではないかと思いますのでお願いしたいと思います。

【事務局】 そうですね。今、ここの資料は74歳までの国保の財政の中でのお話なんですけど、後期高齢のほうは、広域連合や市町村が保険者であり、県は支援する立場です。向こうは向こうでやはり保健事業に努められて、というのは、国保や被用者保険の皆さんもそうですが、仕組みが75歳以上の方については、後期への支援金ということで、支える方に回っているというところで、後期の支援金も保険料で払っております。また、40歳以上の方の介護保険も国保の方で、一緒に集めるということになっています。

そういう意味では、後期のほうでも、保健事業などで重症化予防に取り組んでいただいて。下げるのは難しいにしても、伸びていくのを抑制していく努力はしていただきたいというのは、国保にしてもあります。

また、74歳までの方についても、できるだけ健康な状態でおられるというのは、本人にとっても、財政的にも望ましいことです。今、国においても保険者努力交付金の重点が保健事業の一体的な推進、これは後期も含めてやるのが大事ということで、そこにシフトしてきています。そこについて、頑張ってください、そうすれば、交付金も多くなるという仕組みになっていますので、その仕組みに乗り遅れないように、県としましても市町村と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

【保険医又は保険薬剤師代表】 なぜその話をしたかというところ、70～74歳は、どこでも以外とかずれていて、保険者努力支援制度も沖縄県は他県に比べると、やっぱりちょっとまだ。先ほどの宮里委員からの話からも、数字で表に出して、頑張っているところとそうでないところを出したら頑張らざるを得ないので、形にした方がいいのではないかと考えております。

その辺のところも、国も健康な高齢者を作りましょうということで言っていると思っておりますので、ぜひその流れを一つの流れにしていかないと、遅れてしまうのかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

報告事項2 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算案の概要について

【事務局より、資料2に沿って説明】

【会長】 事務局からの説明について、御質問、御意見はありますか。

【被保険者代表】 資料2下段の括弧書きに調整交付金については、令和元年度予算が過大に算定されたためとありますが、決算額ではどうですか。

【事務局】 決算ベースでは、当初予算ベースから25億円減という形になっています。25億円減というのは、平成30年度の話でして、令和元年度の決算はまだ出ていません。ただ、令和元年度の見込みでも25億円減になる見込みとなっておりますので、二年に渡って少なくとも算定されたというのがあります。その算定方法が、令和2年度から変わったということで、令和2年度は元の形に近い形に戻るとということで、増減が大きくなっております。そういう意味で平成30年度と令和元年度の両方が25億円減になる可能性があります。

平成30年度に関しまして、25億円減となったんですけども、国の算定の精度が低かったということもあり、国が半分の13億円を埋めるので、その財源不足という形は、平成30年度は少し解消されております。令和元年度につきましては、それがどうなるかというのは今のところ、はっきり出ていないところです。

【公益代表】 予算案の中の歳出のところですが、沖縄県国保ヘルスアップ支援事業が1.6

億円ということで、予算が増えていくという、先ほども保健事業に力を入れていくというお話がありましたけど、とてもいい方向にいつているのではないかと思います。

医療費の増大抑制をしていくということに関しては、やはりヘルスアップ事業が非常に大事になってくると考えておりますので、すごくいい傾向が出てきたと感じております。

ただ、その事業をするということで人材育成が非常に大事になってくると思いますので、そのあたりのほうも、今後、進めていければいいと考えております。

【事務局】 この国保のヘルスアップ支援事業ですが、令和元年度でいうと都道府県の上限枠 1,750 万円が、年末 12 月に令和 2 年度は 1 億 7,500 万円になり、10 倍になると。国が示した考えられる色々なメニューの中に、人材育成があり、なかなかここが難しい部分ですが、こちらも含めて、今、県予算は財政課と調整して、当初予算に載せるということでやっております。

この人材育成事業の一つは必ずやるということで、予算上組んでおりますので、それをぜひ実行して、人材育成に資する事業ができたらと思っております。

【被保険者代表】 2 点質問させてください。

まず、後期高齢者支援金で 1 億円減額がありますが、これは後期高齢者医療制度がある意味では落ち着いてきたということで理解していいのでしょうか。

それから、沖縄県国保ヘルスアップ支援事業が今回予算増になっております。私は自治会の会長をしていて非常に感じるのですが、各市町村からの話で、自治会が行う健康づくり事業のために国保サイドから何か支援する仕組みができておりません。

こんなに予算が増えているわけですから、私は南城市なので南城市の国保から、各自治会に何か支援する手立てというのをぜひ設けていただきたい。

これは要望になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 後期高齢者支援金については、一人当たりいくら納めてくださいという額が国から示されるのですが、実はそれは上がってしまひて。

ただこれは沖縄県の国保の被保険者数自体が減ってきていて、でも単価は上がっているという関係で、結果的にトントンという形に計算上なっています。

実際、一人当たりの負担に関しては伸びており、国保から負担する部分も伸びている形になっています。

【被保険者代表】 沖縄の 75 歳以上の医療費は、全国でも上位なんですか。次第次第によくなっていますか。

【被用者保険等保険者代表】 データ上は、一人当たりの数字は悪いほうです。全国平均より、はるかに上回っています。

【被保険者代表】 でも支援金は減っていますね。支援金が減るということはいいことだと思うんですが。

【被用者保険等保険者代表】 支援金っていうのは、地方の高齢者医療制度にいくわけではなく、国へいくわけですよ。

【事務局】 はい。計算上、沖縄の中ではなく、国全体での計算式で、一人当たりいくらかというものが係数として示され、これに沖縄県の被保険者数をかけたものが支払う額となります。その計算過程は、知られてないところがあります。

あと、国保ヘルスアップ支援事業の自治会への支援ですが、市町村の令和2年度予算は、これまでの予算の1.5倍です。被保険者の数に応じての区分がありますが、それが1.5倍になりますということでアナウンスはあります。

市町村の方は、今の状況ですとまだ情報が足りないので、令和2年度に入ってから増えた部分を含めてどういう事業をするか取り組むと思います。その中で自治会との事業を仕組むのかどうかというところは、それぞれのご事情があると思いますので、それはまた我々のほうで市町村との会議の中で、そういう要望が委員のほうからありました、ということで申し添えていきたいと思います。

【保険医又は保険薬剤師代表】 情報提供ということになりますが、特別高額医療費の枠はそのままスライドされていますが、今後、これも間違いなく増えてくると思います。高い薬品が出てますし、新しい医療機器もどんどん出てます。それはそれで、間違いなく右肩上がりに上がってくると思いますので、この辺の予算立ても、相当余裕を持っていかないといけないと思います。

また、激変緩和について打ち切られた時のことが心配です。

その辺までも情報として、ぜひこの高額な薬剤や高額な医療機器の動向も調べたほうがいいのかもしれない。

【事務局】 特別高額医療費共同事業拠出金というのは、仕組みとして国保中央会に拠出金をお支払いして、それぞれの実績に応じて交付されますので、もしそれが増えた時でも、必要な額、420万円以上のレセプトに関しては交付されるという仕組みの調整制度になっております。

報告事項3 第2期沖縄県国民健康保険運営方針の策定に係るスケジュールについて

【事務局より、資料3及び資料3-2に沿って説明】

【会長】 事務局からの説明について、御質問、御意見はありますか。

【会長】 御質問はないようですので、次に進めます。

その他 国保制度改正の動向等について（情報提供）

【事務局より、資料4に沿って説明】

【会長】 事務局からの説明について、御質問、御意見はありますか。

【被用者保険等保険者代表】 医療費通知は、国保連合会が代行して発行しているのですか。

【事務局】 県内の市町村におきましては、国保連合会のほうで、医療費通知のはがきがございまして、そのはがきを国保連合会で作成して、実際の送付などは、市町村のほうで行っています。

【被用者保険等保険者代表】 国保連からプリントアウトして市町村へまとめて送付しているということですか。

【事務局】 はい。現在、そのような運用となっております。

【被用者保険等保険者代表】 マイナンバーカードを取得促進させようということで、今後のポイントになるんですけど、県内の普及率というのはいかがですか。
全国平均では、17%ぐらいと言われておりますが、県内はこれより低いのかなと思っております。

【事務局】 県内の数字は、現在把握しておりません。これから関係部局との連携を考えておりまして、マイナンバーカードを発行している部局は、市町村の住民基本台帳などを担当している窓口となっております。こちらの方で取得促進に取り組まれていると承知しております。

【被保険者代表】 マイナンバーカードは、健康保険証代わりに使えるということになるんですか。

【事務局】 はい。現在の政府の方針では、令和3年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

【被保険者代表】 これに合わせて、マイナンバーカードを所有している方が、税金を滞納して、短期被保険者証や資格証明書の対象となった場合はどうなるのですか。

【事務局】 医療保険制度の中でも特に国保については、短期被保険者証や資格証明書といった制度があり、かなり複雑な取扱いになってくるという面があります。

国の説明会に何度か参加しておりますが、このあたりはシステムの制度設計の中でも、大分議論の論点になっていると聞いております。まだ全体の設計が固まっていないという状況であり、国の方では、検討会が毎月のように開かれておりますが、都道府県や市町村のほうに最終的な制度設計の形が示されていないところです。今後も国の説明会が開かれるので、準備に取り組んでいきたいと思っております。

あとは、医療機関の方でオンライン資格確認の端末の整備が必要であり、すべての医療機関の窓口でマイナンバーカードが保険証として使えるまでには、相当の期間を要するのではないかと聞いております。

ですので、国の説明では、当面、マイナンバーカードは健康保険証としても使えますが、すべての医療機関の窓口でこれを保険証として使えるようになるまでには、まだ時間がかかるということが想定されております。当面は、紙の保険証と併用する形になるだろうということ聞いています。

【会長】 本日の議事について審議はすべて終了しました。本日の会議の内容につきましては、会議終了後1か月以内をめどに、沖縄県国民健康保険課のホームページに掲載する方法で公開します。

ただし、資料1と資料2については、運営要綱第4条第2項第1号の規定に基づき、一時非公開とし、支障がなくなった後、速やかに公開したいと思います。